

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月25日

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
彩都バイオインキュベータ4階  
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 財務部長 米尾 哲治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-7871

【事務連絡者氏名】 財務部長 米尾 哲治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 15,126,245円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
2,815,090,745円  
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社  
(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	64,367個
発行価額の総額	15,126,245円
発行価格	235円(本新株予約権の目的である株式1株当たり2.35円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年4月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アンジェスM G株式会社 管理部 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階
払込期日	平成28年4月11日
割当日	平成28年4月11日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店

- (注) 1 アンジェスM G株式会社第27回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成28年3月25日(以下「決議日」といいます。)に開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法により、全部を三田証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。
- 4 振替機関の名称及び住所  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,436,700株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、本新株予約権の行使価額は本欄第2項のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日(但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」という。)に、修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が236円(以下「下限行使価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：236円(本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の50%、但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は6,436,700株(平成27年12月31日現在の発行済株式総数(56,544,361株)に係る議決権数(565,408個)に対する割合は、11.38%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限(下限行使価額)にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。): 1,534,187,445円(但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式である。 単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、6,436,700株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</li> </ol> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)は、当初435円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、割当日の翌取引日以降、修正日(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)に、修正日の修正日価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,815,090,745円</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が修正された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年4月11日から平成29年4月10日までとする。別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社代表取締役が決定した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個につき本新株予約権の払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件 本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由

当社が、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、下記「(2) 本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、NF- Bデコイオリゴの開発の費用を調達しかかる開発を推進することを目的とするものです。当社にとって、NF- Bデコイオリゴの開発は、HGF遺伝子治療薬の開発に比肩する重要なプロジェクトであります。当社は、NF- Bデコイオリゴの開発は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。

当社は、平成27年9月公募増資(下記「(2) 本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」で定義されます。平成27年9月公募増資の詳細については、下記「(2) 本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」をご参照ください。)の中止後直ちに、今回の資金調達の検討を開始いたしました。資金調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えうるところです。しかしながら、当社の現在の財務状況等では融資を引き受けてもらえる金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入を資金調達の選択肢とすることはできませんでした。

そこで、財務の健全性を維持しながら、必要な資金の調達を実現し、もってNF- Bデコイオリゴの開発を推進していくためには、当社としては、資本市場からの資金調達、つまり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考えざるを得ませんでした。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債、及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行が選択肢としてはあり得るところです。しかしながら、まず、当社普通株式の公募増資については、平成27年9月公募増資により差引手取金額約35億円の資金調達を計画いたしました。中止に至っております。かかる中止に至った原因は、募集及び売出期間という短期間に、今後当社が中長期的に成長していく上で開拓していきたいと考えていた投資家層に、現在の当社の開発段階において当社の事業及び成長性への理解を十分に得ることが困難であったことによるものと当社は判断しております。そのため、現時点では再度公募増資を行ったとしても期待どおりの資金調達ができるとは考えられないため、資金調達の選択肢とはなり得ないと判断いたしました。転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となります。そのため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行を資金調達の選択肢から外しました。

次に、MSCBは、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいという、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCBの発行は資金調達の選択肢から外しました。

他方、新株予約権による資金調達については、新株予約権の行使により発行される株式数は当初から一定で変化しないため、上記のMSCBのデメリットを回避することはできません。そのため、当社は、過去において、かかるデメリットが回避できる点を重視し、新株予約権の発行を行いました。しかしながら、新株予約権による資金調達においては、発行者サイドで投資家による行使を強制することはできず、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。当社は、近年において、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成25年10月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当(以下「平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。)による新株予約権の発行を行っておりますが、いずれも想定する資金調達は実現できませんでした(具体的には、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当では、想定資金調達額は約5,083百万円でしたが、実際の資金調達額は約1,989百万円にとどまり、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当では、想定資金調達額は約4,128百万円でありましたが、実際には資金調達は一切できませんでした。)。上記のとおり、この度の資金調達は、当社にとって、重要なプロジェクトであるNF- Bデコイオリゴの開発を推進することを目的としたものであり、当社としては、是非ともできるだけ確実にかつ短期間で当該開発に必要な資金を調達したいという意向を強く有しておりました。そのため、当社は、今回の資金調達の検討の当初においては、新株予約権の発行による方法を資金調達の選択肢から外しておりました。

上記のとおり、当社にとって、NF- Bデコイオリゴの開発は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる重要なプロジェクトであり、これをできる限り確実に推進するためには、短期間で必要な資金の調達を確実に実現することが非常に重要な要素となります。短期間での資金調達の確実性に重点を置いた結果、当社としては、まずは、第三者割当による当社普通株式の発行での資金調達方法を今回の資金調達においては優先度の高い方策として検討してまいりました。しかしながら、現在までのところ、第三者割当による当社普通株式の発行による方法では、この度の資金調達額を調達することを可能とする投資家を確保することができませんでした。



そこで、当社としては、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を検討するに至りました。まず、当社普通株式を引き受ける十分な投資家を確保できなかった以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要となる資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの一定の資金調達を実現できる可能性があります。また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。さらに、既存株主にとっても、当社普通株式を発行する場合と異なり、希薄化の進展が複数回に分かれた段階的なものとなり、市場への影響も漸次的にすることができると当社は考えております。本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,436,700株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定され、希薄化の規模は限定されております。平成27年12月31日現在の発行済総株式(56,544,361株)に係る議決権数(565,408個)に対する希薄化は、最大で、株式数ベースで11.38%、議決権ベースで11.38%となります。それゆえ、MSCBと異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、前記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行者サイドで投資家による行使を全面的に強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、資金調達が全くできなくなる可能性もあるというデメリットがあります。しかし、当社普通株式の第三者割当による資金調達を実現するために十分な投資家の確保ができなかったという当社の置かれた現状を前提とすると、NF- Bデコイオリゴの開発は当社にとって企業価値及び株式価値の向上に繋がる重要なプロジェクトであり、それを推進していくための資金需要を満たすためには、上記のような不確実性を伴う手段とはいえ、行使価額修正条項付の新株予約権の発行によることはやむを得ないと当社としては考えております。また、下記「(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」記載のとおり、本第三者割当て契約(「(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に定義されます。)において、株価が一定期間高騰した場合には、一定金額の資金調達が実現できるだけの数の、引受人による本新株予約権の行使を当社が指定できる旨規定される予定であり、一定の範囲においては資金調達を促進することが期待できます。さらに、下記「(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、払込期日から3ヶ月経過後以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。株価が上昇し、本新株予約権の行使により当社が必要とする金額を調達できた場合、本新株予約権の取得により既存株主にとっての希薄化が抑制され得ます。また、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。他方、下記「(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使期間満了日に、その時点の本新株予約権の全部を発行価額と同額で買い取る義務を負い、かかる買取りによる当社の財務状況への悪影響が生じ得ます。しかし、本新株予約権の発行に係るその他の各メリットを勘案すれば、かかる負担はやむを得ないものと判断しております。これらの点を考慮して、当社は第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

(2) 本第三者割当による資金調達の目的

当社の状況

当社は、HGF(Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子)遺伝子治療薬(DNAプラスミド製剤)とNF- Bデコイオリゴ核酸を中心に、主に次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が続いております。

## NF- Bについて

NF- Bデコイオリゴ核酸は、核酸合成機で作成される比較的短い人工核酸により遺伝子の働きを制御する医薬品「核酸医薬」の一種です。NF- Bは、生体内で免疫・炎症反応を担う遺伝子群のスイッチとして働く「転写因子」です。遺伝子が発現する際、転写因子と呼ばれる蛋白質がゲノムの特定の配列領域に結合してスイッチが入りますが、デコイオリゴ核酸は、そのゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸(DNA)を人工的に合成したものです。デコイとは元来「おとり」を意味する言葉で、デコイオリゴ核酸は細胞内においてゲノムの「おとり」として特定の転写因子と結合するため、その転写因子がゲノムに結合できず、結果としてその遺伝子の発現が抑制されます。このNF- Bデコイオリゴ核酸による治療法は、1995年に大阪大学大学院の森下竜一博士(現 大阪大学大学院 医学研究科 臨床遺伝子治療学講座 教授)により発明されました。

当社では、転写因子NF- Bに対する特異的な阻害剤「NF- Bデコイオリゴ」を設計し、NF- Bの活性化による過剰な免疫・炎症反応を原因とする疾患の新しい治療薬として研究開発してきました。NF- Bデコイオリゴは、アトピー性皮膚炎、血管再狭窄(PTAバルーンカテーテルによる血管内治療後)、椎間板性腰痛症等での開発を進めていますが、関節リウマチ、変形性関節症、炎症性腸疾患、喘息等への適応も考えられます。

NF- Bデコイオリゴは主力開発品であるHGF遺伝子治療薬と同様に、当社が創設以来開発に注力してきた主要な開発プロジェクトであります。現在、開発の最終段階にある二つの開発品( )においては、それぞれ当社自社製品で初めて本承認を取得する医薬品・医療機器となる可能性があります。具体的には、中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を対象としたNF- Bデコイオリゴ軟膏では国内第 相臨床試験における最後の症例の観察期間を終了し、データの解析にむけて準備を進めており、また、医療機器である透析シャント用NF- Bデコイオリゴ薬剤塗布型PTAバルーンカテーテルでは国内の臨床試験においてもデータ収集・解析を進めている段階にあり、いずれも良好な結果が得られた場合には国内において承認申請が行われる予定です。

なお、HGF遺伝子治療薬についても現在、重症虚血肢を対象とした開発において、海外では国際共同第 相臨床試験、国内では条件及び期限付承認制度の下の再生医療等製品として承認を取得することを目指した開発が進展しております。

## NF- Bデコイオリゴの臨床開発の経緯

## [アトピー性皮膚炎領域]

## (a) これまでの臨床開発の経緯

アトピー性皮膚炎は、厚生労働省が実施した平成25年国民生活基礎調査によると約130万人の国内患者がいると報告されています。特に顔面の重症アトピー性皮膚炎に関しては皮膚刺激性や局所副作用等の安全性の観点から医療ニーズを満たした治療薬がなく、新しい治療法の開発が切望されている疾患領域です。

当社では、これまで、アトピー性皮膚炎領域に関し、平成17年9月から平成18年5月にかけて第 相臨床試験、平成18年10月から平成20年2月にかけて第 相臨床試験を行っております。この第 相臨床試験の目的は、顔面に中等症以上の病変を有するアトピー性皮膚炎患者を対象とし、NF- Bデコイオリゴ軟膏を塗布した時の有効性及び安全性を検討し、至適用量の検討を行うことで、NF- Bデコイオリゴ軟膏の3つの用量群(低用量群、中用量群、高用量群)とプラセボ群を比較した二重盲検比較試験を行いました。

その結果、主要評価項目である「皮膚症状スコア」において、統計学的な有意差には至らなかったものの、NF- Bデコイオリゴ軟膏の中用量群(以下「中用量群」といいます。)は、プラセボ群と比較して改善の傾向がみられました。また、副次的評価項目である「皮膚症状スコア」(上記主要評価項目より、プロトコルからの重要な違反例を除いた解析)及び「全般改善度」において、中用量群は、プラセボ群との間に統計学的に有意な差をもって改善がみられました。さらに、安全性については、副作用の発生頻度でプラセボ群と差はみられず、また問題となるような副作用は認められませんでした。

上記のことから、当社では、中用量群が臨床推奨用量と考えられ、第 相臨床試験において検証する価値があること、また、安全性についても、問題となる事象が認められなかったことから、新たな治療薬の選択肢が求められている分野において、本剤の臨床的有用性は高いと考え、製造販売承認申請を行うためのデータを取得する目的で第 相臨床試験への移行が妥当との結論に達しました。

## (b) 提携先の決定

当社では、第 相臨床試験終了後の平成20年11月に、平成17年7月から提携関係にあったアルフレッサ ファーマとの提携関係を解消した後、第 相臨床試験開始に向けて新たな提携先を模索し交渉を継続しておりましたところ、平成22年12月に塩野義製薬株式会社(以下「塩野義製薬」といいます。)と共同開発及び全世界における独占的な販売権許諾に合意いたしました。この契約には、当社で従来から開発してきた軟膏製剤に加え、NF- Bデコイオリゴの皮膚浸透性を改善する目的の新製剤の開発も含まれておりました。

(c) 開発戦略の変遷

当社では、軟膏剤については臨床的有用性が高く、第 相臨床試験への移行が妥当であると判断した一方、適応がアトピー性皮膚炎の顔面病変に限られることから、より広範囲な適応を検討する目的で、皮膚透過性を向上させたNF- Bデコイオリゴの新製剤の開発も行っていました。当社では開発戦略上、まずは新しい経皮製剤技術を導入した新製剤の開発を進め、軟膏剤の第 相臨床試験の開始は保留しておりました。

平成25年6月から塩野義製薬との共同開発の下で新製剤を用いた第 相臨床試験を開始し、安全性に問題ないことが確認されました。しかし、この試験データを詳細に分析した結果、第 相臨床試験に進めるための基準には至らず、成功確率の高い製剤技術を検討する必要があるとの結論に至りました。これを受け、当社はアトピー性皮膚炎を対象としたNF- Bデコイオリゴの開発方針の見直しを行い、また、塩野義製薬との合意の下で、今後の開発については当社が主体となって行うことを平成26年5月に決定しました。なお、塩野義製薬との提携は継続しています。

(d) 軟膏製剤での第 相臨床試験実施

当社では、アトピー性皮膚炎を対象としたNF- Bデコイオリゴの開発戦略を見直した結果、軟膏製剤は、適応が顔面に限られる一方、開発ステージが進んでいることから早期製品化の可能性あることを考慮し、国内において第 相臨床試験に移行することといたしました。当該第 相臨床試験は平成27年3月13日に開始し、顔面に中等症以上の皮疹を有するアトピー性皮膚炎患者約200例を対象とし、当該治療薬の有効性と安全性を確認し、国内で承認申請するためのデータを獲得することを目的として実施しておりましたが、平成28年2月に最後の症例の観察期間(投与後に症状の変化を観察する期間)が終了いたしました。今後は、各症例のデータを回収し、解析を行い、良好な結果が得られた場合(平成28年上期中を予定)には、国内で中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を適応症として承認申請を行う予定です。なお、上市に至った際には、当社は販売提携先である塩野義製薬から売上高の一定の対価を受領することになり、当社の収益構造を改善する一因となることが期待されます。

[椎間板性腰痛症領域]

(a) これまでの開発の経緯

椎間板性腰痛症の国内患者数は、潜在的に非常に多いとされていますが、その数については全国規模調査が待たれるところです。ただし、椎間板障害の患者は潜在的に200万人以上がいると推定され、このうち実際に医療機関で受療している受療患者数は41万人(厚生労働省 平成26年患者調査による)との報告があり、その数は増加傾向にあります。

椎間板変性等が原因の腰痛症に対する治療法としては、消炎鎮痛剤等を用いる対症療法しかなく、椎間板変性の進行抑制や修復を促す根治的な治療薬の開発が望まれている疾患領域です。

当社では、椎間板性腰痛症領域に関し、非臨床試験により、椎間板細胞を用いた実験においてNF- Bデコイオリゴがこれらの病態因子の産生を抑制することを確認、さらに椎間板変性症モデル動物においての有効性を確認しておりました。

(b) 提携先の決定

当社は、平成25年3月に日本臓器製薬株式会社(以下「日本臓器製薬」といいます。)と椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした日本における独占的な開発販売権許諾契約を締結いたしました。

(c) 開発戦略の変更

当該独占の開発販売権許諾契約の締結後は日本臓器製薬において、当該治療薬の非臨床試験の実施が進められましたが、平成26年12月に、日本臓器製薬における開発方針の見直しを受け、当社及び日本臓器製薬は当該独占の開発販売権許諾契約を解消することに合意いたしました。また、当社ではNF- Bデコイオリゴを用いた椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした治療薬の開発戦略を改定することといたしました。

(d) 米国における第 / 相臨床試験の実施の決定

当社は、米国では、椎間板性腰痛症の患者数が多く大きな市場規模が期待され、かつ本薬の治療に必要な手技に精通した医師が多いことや、標準的な治療方針に本薬のような椎間板変性を抑制する薬剤が一致することから、本薬の開発上のメリットが大きいと考え、米国における第 / 相臨床試験を進めることといたしました。米食品医薬品局(FDA)から臨床試験開始許可を取得後、カリフォルニア大学サンディエゴ校を治験実施施設として、平成28年に第 / 相臨床試験を開始する予定です。また、当社は当該第 / 相臨床試験の終了後に、提携先を確保するためのライセンス活動を行うことを計画しております。提携先との間で、本薬の開発販売権等の権利を許諾する契約の締結に至った際には、当社は契約一時金、開発の進捗に伴うマイルストーン収入、さらに上市に至った場合にはロイヤリティを受領することになります。

本第三者割当による資金調達目的

上記の経緯及び現状のもと、本第三者割当による資金調達の目的は、NF- Bデコイオリゴの開発に係る費用、すなわち、( ) NF- Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第 相臨床試験、並びに( ) NF- Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第 / 相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用を調達することにあります。

なお、当社は、近年において、平成26年3月に当社普通株式の第三者割当増資(以下「平成26年3月当社普通株式第三者割当増資」といいます。)を行い、差引手取金額約490百万円の資金調達を行っております。平成26年3月当社普通株式第三者割当増資は当社がこれまでムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ(希少疾患用医薬品)を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部を調達することを目的とするものであります。また、当社は、平成25年5月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当(以下「平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。)及び平成26年7月にライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当)(以下「平成26年7月新株予約権無償割当」といいます。)を行い、差引手取金額約1,989百万円及び約5,945百万円の資金調達をそれぞれ行っております。平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成26年7月新株予約権無償割当は、HGF遺伝子治療薬の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第 相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部(研究開発関連費用及び本社機能運営費用等)を調達することを目的とするものであります。いずれも本第三者割当による資金調達の目的とは異なります。

本第三者割当の目的に対する資金調達の状況

当社は、上記の本第三者割当の目的と同じNF- Bデコイオリゴの開発に係る費用の資金調達を目的として、平成27年3月20日に株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行の実施を決議し、差引手取金額約27億円の当社普通株式の第三者割当(以下「平成27年プログラム第三者割当増資」といいます。)による資金調達を計画いたしました。しかし、その後の株価下落により当初見込んでいた金額の調達ができず、結果として当該プログラムに基づき調達が実現したのは差引手取金額約716百万円にとどまっており、NF- Bデコイオリゴの開発に係る費用のために新たな資金調達が必要な状況にあります。

なお、当社は、上記の本第三者割当の目的と同じNF- Bデコイオリゴの開発に係る費用の資金調達を目的として、平成27年9月28日に新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメント)の実施を決議し、差引手取金額約35億円の当社普通株式の公募増資(以下「平成27年9月公募増資」といいます。)を計画いたしました。しかし、当該新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメント)に係る募集及び売出期間中、複数の有力な機関投資家層から当社に対するご興味をいただいたものの、それらの機関投資家を含む多くの投資家から当社の開発プロジェクトが更に進展した段階で投資を行いたいとの意見をいただきました。このような投資家との対話を通じて、当該募集及び売出期間という短期間に、今後当社が中長期的に成長していく上で開拓していきたいと考えていた投資家層に、現在の当社の開発段階において当社の事業及び成長性への理解を十分に得るには至らないものと判断し、平成27年9月公募増資を中止いたしました。

このような状況の中、当社では開発のスケジュールの大枠に影響を与えない範囲での原薬購入時期の後ろ倒しやこれに付随する非臨床試験の時期の後ろ倒し等の資金充当計画の変更を行い、平成27年プログラム第三者割当増資当時の計画から遅滞無く開発を継続してまいりました。

## 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

当社は、本新株予約権に係る割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む、第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」といいます。)を締結いたします。

### 行使指定

当社は、割当予定先に対して、5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値が当該5連続取引日の各日に有効である本新株予約権の行使価額の120%を超過する金額となった場合、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を指定することができます。但し、20取引日の期間内で本新株予約権の行使に際して払い込むべき額の累計金額が300,000,000円となる数を上限として、本新株予約権につきその行使を指定することができ、行使指定の対象期間が重複するよう新たな行使指定をすることはできません。このように、株価の高騰が続く場合には当社が行使指定を行うことのできる仕組みにより、本新株予約権の行使を促進し資金調達の実現を図るものです。

### 制限超過行使の禁止

割当予定先は、いずれの暦月においても、原則として、当該暦月においてすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、本新株予約権の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行うことができません。但し、当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間、取引所金融商品市場において当社普通株式が上場されている金融商品取引所においてが監理銘柄、監理ポスト、整理銘柄又は整理ポストに指定された時から当該指定が解除されるまでの間、本新株予約権の行使価額が決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合には、割当予定先は、制限超過行使を行うことができます。

#### 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。各割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当該割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

#### 取得条項

当社は、平成28年7月11日以降、本新株予約権の発行要項に従って、代表取締役の決定により本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。但し、本新株予約権の割当日以降において、代表取締役が本新株予約権の取得日を決定する日の直前の5連続取引日の当社普通株式の終値の単純平均値が当該5連続取引日の初日に有効である本新株予約権の行使価額の120%に相当する金額を超過する金額となった場合には、当社は、平成28年7月11日より前であっても、本新株予約権の発行要項に従って、本新株予約権の全部又は一部の取得が可能となります。

#### 買戻条項

当社は、本新株予約権の行使期間の末日である平成29年4月11日に、割当予定先から、その時点で残存する本新株予約権の全部を本新株予約権の発行要項に従い取得する義務を負います。

- 3 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、当社、当社の役員、役員関係者及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もないことを口頭で確認しております。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中の「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができません。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を現金にて上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- 7 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
- 8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,815,090,745	41,000,000	2,774,090,745

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(15,126,245円)及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,799,964,500円)を合算した金額であります。新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額には、リーディング証券株式会社(東京都中央区新川一丁目8番8号 代表取締役社長 宋 炳哲)に対する斡旋費用(約14,000,000円)、弁護士費用(約12,000,000円)、本新株予約権の評価費用(約1,700,000円)、信託銀行費用(約500,000円)、印刷会社費用(約600,000円)、新株式上場料(約2,240,000円)、登録免許税(約9,800,000円)等が含まれております。

(2) 【手取金の使途】

上記のとおり、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額を含めた差引手取概算額は2,774,090,745円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。差引手取概算額の合計額2,774,090,745円については、現時点で次のとおり、過剰な免疫・炎症反応を原因とする疾患の新しい治療薬となりうるNF- Bデコイオリゴ(上記「1(2)(注)1(2) NF- Bについて」をご参照ください。)の開発に係る費用の一部に充当する予定であり、下記に記載された資金使途に従って、支弁時期の早いものから充当していく予定です。なお、調達された資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券(元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。)等にて管理することといたします。なお、以下の開発費用の額は、アトピー性皮膚炎領域については主に原薬購入時期を後ろ倒ししたことにより、椎間板性腰痛症領域については第 相臨床試験の試験規模を当初よりも拡大したことにより、それぞれの平成28年4月以降の開発費用が、中止された平成27年9月公募増資(その詳細については、上記「1(2)(注)1(2) 本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」をご参照ください。)の決議当時の想定よりも増額となっております。

(単位：百万円)

NF- Bデコイオリゴ 開発費用	平成28年 4月以降	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	合計
1. アトピー性皮膚炎領域						
CMC、非臨床試験、薬事費用(注2)	885	30	13	9	12	949
第 相臨床試験費用(注1)	128	150	-	-	-	278
アトピー性皮膚炎 開発費用計	1,013	180	13	9	12	1,227
2. 椎間板性腰痛症領域						
CMC、非臨床試験、薬事費用(注2)	316	40	40	-	-	396
第 / 相臨床試験費用(注3)	100	50	350	300	200	1,000
椎間板性腰痛症 開発費用計	416	90	390	300	200	1,396
合計(1+2)	1,429	270	403	309	212	2,623

- (注) 1 第 相臨床試験は、承認申請前の最終段階の試験であり、同意を得た多数の患者に対して被験薬を投与し、被験薬の適応症に対する有効性の証明と確認、安全性の確立、承認取得のための十分な根拠付け、用量反応関係の確立等を行うための試験です。上記第 相臨床試験費用とは、かかる第 層臨床試験に関連する費用であり、CRO(Contract Research Organization/医薬品開発受託機関：治験依頼者である製薬企業より委託され、医薬品の開発に関わる業務を行う組織・団体)への業務委託(治験が正しく行なわれているかどうかを確認するモニタリング、治験データを管理し、データベース化するデータマネジメント、治験データを統計学的方法で解析する統計解析等の業務の委託)、SMO(Site Management Organization/治験施設支援機関：治験実施医療機関から委託を受けて、医療機関の治験業務を支援する企業・組織)への業務委託(病院側で治験管理業務や被験者との連絡等の業務の委託)等の費用が含まれます。
- 2 CMC(Chemistry, Manufacturing and Control)とは、原薬及び製剤の、Chemistry(化学)・Manufacturing(製造)・Control(品質管理)のことをいいます。上記CMC費用には、原薬購入費、治験薬製造費、CMC申請データ取得用製剤製造費、品質試験費用、スケールアップ検証製剤製造・出荷費用、PV(Process Validation)費用(Process Validationとは、設定パラメータ内で稼働する工程が、設定規格及び品質特性に適合した中間体及び原薬を製造するために効果的かつ再現性よく機能できることに関する文書による確証をいいます。)、検証用製剤製造費用、構造解析費用、物理化学的評価項目の測定費用、強制劣化試験費用、標準物質の調整費用、規格検討法の検討費用、分析法バリデーション費用及び治験薬安定性試験費用が含まれております。非臨床試験とは、ヒトを対象とした臨床試験の前に行われ、それ以降も継続的に行われる試験のことをいい、動物を使った試験及び細胞培養等の試験管内試験によって、薬の候補である化合物の有効性と安全性を調べます。上記非臨床試験費用には、薬効薬理試験、薬物動態試験及び毒性試験に関する費用が含まれます。
- 上記薬事費用には、アトピー性皮膚炎領域については日本国内での承認申請にかかる費用が含まれ、椎間板性腰痛症については米国における新薬臨床試験開始届に関するコンサルタント相談費用が含まれております。
- 3 第 相臨床試験とは、一般的に同意を得た少数の健康な成人を対象に被験薬を投与し、安全性の確認や薬物動態的検討等を行うための試験であり、第 相臨床試験は、同意を得た少数の患者に対して被験薬を投与し、適応症と用法・用量の確定、安全性と有効性の検討等を行うための試験です。上記第 / 相臨床試験費用とは、かかる第 相臨床試験及び第 相臨床試験に関連する費用であり、治験業務を委託するCROや治験参加施設で必要となる諸費用が含まれています。

上記の本第三者割当の差引手取概算額2,774,090,745円については、平成28年4月以降、上記表に記載された各時期にNF- Bデコイオリゴの開発に係る各費用の支出に充当していく予定です。当社株価の上昇により本第三者割当により調達する資金が想定した額を上回り、上記表中の各期間に生じる費用の総額を上回る場合には、当該余剰については、HGF遺伝子治療薬の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を実施するために平成29年までに必要と見込まれる費用及び国際共同第 相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部(研究開発関連費用及び本社機能運営費用等)につき、平成26年7月新株予約権無償割当により調達した資金では賅うことができない不足分が発生し次第充当いたします。他方、当社株価の下落等により本第三者割当により調達する資金が想定した額を下回り、本新株予約権の行使が進まず、想定していた額の資金調達が困難になる場合には、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象としたNF- Bデコイオリゴの開発を前進させるために、新規提携先確保による契約一時金の調達、国内での上市に至った際には販売提携先からの売上高の一定の対価の受領、椎間板性腰痛症を対象とした開発においては米国第 / 相臨床試験終了後の提携先確保、及び株式市場やマーケット状況を勘案しその他エクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより随時その調達を検討してまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

名称	三田証券株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号
代表者	代表取締役社長 三田 邦博
資本金の額	500,000,000円(平成27年3月31日現在)
事業の内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
大株主及び持分比率	三田 邦博 53.06%

(注) 割当予定先の概要の欄は、別段の記載のあるものを除きいずれも平成28年3月25日現在におけるものです。

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先の関係の欄は、平成28年3月25日現在におけるものです。

##### c. 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 1(2)(注)1(2) 本第三者割当の目的に対する資金調達の状況」記載のとおり、NF- Bデコイオリゴの開発に係る費用の資金調達を目的として平成27年9月公募増資を計画いたしました。募集及び売出期間という短期間に、当社が中長期的に成長していく上で開拓していきたいと考えていた投資家層に、現在の開発段階において当社の事業及び成長性をご理解いただくには至らなかったため、平成27年9月公募増資を中止いたしました。

しかしながら、当社としては、当社の事業展開の重要な柱の一つと考えるNF- Bデコイオリゴの開発を今後も円滑に進めていくためには、できる限り早急に当該開発のための資金を調達することが適切であり、平成27年9月公募増資に代わる資金調達手段を講じる必要があると判断いたしました。そこで、当社は、平成27年10月から、当社普通株式の第三者割当を優先的な資金調達方法として検討を行い、投資家を見つけようとしたが、投資家を確保することができないでいた中で、平成28年2月下旬に、従前より当社に対する資金調達活動についての提案やその他の営業活動で当社と面識のあったリーディング証券株式会社に、行使価額修正条項付の新株予約権の発行の形での資金調達につき、潜在的投資家の紹介を求めました。

その結果、当社は、平成28年3月初旬に、リーディング証券株式会社から、NF- Bデコイオリゴの開発、特に、臨床ステージが進んでいるNF- Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎領域について関心を示し、行使価額修正条項付の新株予約権の引受けについて興味を示した、割当予定先である三田証券株式会社の紹介を受けました。割当予定先は、現在までに、行使価額修正条項付の新株予約権等を引き受けた経験を有しております。当社は、割当予定先に対してNF- Bデコイオリゴの開発について説明を行い、協議を重ねました。その結果、割当予定先から、当社の事業戦略、事業展開、資金の必要性及び時期等をご理解いただいた上で、行使価額修正条項付の新株予約権の第三者割当による資金提供にご同意いただいたため、当社は、NF- Bデコイオリゴの開発に係る費用を賄うための資金を調達するために本新株予約権に係る本第三者割当を実施することとし、割当予定先として三田証券株式会社を選定いたしました。



(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるリーディング証券株式会社の斡旋を受け、日本証券業協会会員である三田証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2章乃至第4章の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数 6,436,700株(64,367個)

e. 株券等の保有方針

当社は、上記「c. 割当予定先の選定理由」に記載した割当予定先との間で協議を行なった際に、各割当予定先よりかかる点につき口頭で確認を得ております。

- ・割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。
- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、当該株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有し、長期保有の意思はないこと、及び当該割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うこと。
- ・当該割当予定先は、当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主との間で、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に係る株券の貸借契約を締結しておらず、また、その予定もないこと。
- ・当該割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得し、本新株予約権の行使を行うこと。

また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、上記のとおり適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定とのことです。従って、当社普通株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、三田証券株式会社の平成28年2月の月次日計表により、平成28年2月末日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認しており、同社が本新株予約権の取得及び行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者としての登録を行い、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に参加しております。割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリング等により確認しております。以上を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。但し、当社が割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価(472円)、当社株式のボラティリティ(70.1%)、配当利回り(0%)、本新株予約権に適用する割引率(0.2%)、当社からの通知による取得が行われず当社が行使指定可能な状況に置いては行使指定を実施すること、割当予定先が当社の行使指定に基づき、又は行使指定のない場合には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先の権利行使及び売却にあたって一定の株式処分コストが発生すること、等)を置き、評価を実施しました。当該評価で示された本新株予約権の価格の評価結果は235円でした。当社は、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断しました。そこで、当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、別記「第1-1(2)(注)1(1)本第三者割当てによる資金調達方法を選択した理由」及び「第1-1(2)(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に記載した本新株予約権及び本第三者割当て契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る決議日の前日(平成28年3月24日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の92%に相当する金額(435円)とし、その後の行使価額も、割当日の翌取引日以降、修正日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である236円(本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の50%)を下回ることはありません。この当初行使価額は、決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値1株433.3円に対して0.40%のプレミアム、決議日の直前営業日までの直近3ヶ月間の平均値終値1株318.5円に対して36.58%のプレミアム、決議日の直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値1株267.8円に対して62.42%のプレミアムとなります。したがって、まず、当初行使価額は、これらの期間における当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、当社としては合理的と考えております。他方、下限行使価額につきましては、当社としては、以下の理由から、合理的と考えております。すなわち、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF-Bデコイオリゴの開発を推進することは当社の事業戦略上不可欠と位置付けておりますが、現状では、その開発を推進するための資金は、外部から調達せざるを得なくなっております。また、当社の株価は、非常にボラティリティが高い状況にあります。このような中で、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF-Bデコイオリゴの開発を推進するための資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため(本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため)には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの下限行使価格についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、下限行使価格として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、修正日における修正後の行使価額が、当該時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)につき、その92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額となる点については、上記同様、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF-Bデコイオリゴの開発を推進するための資金を外部から調達する必要性及び当社の株価のボラティリティの高さの中で、当該開発を推進するための資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため(本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため)には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの行使価額の修正についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、修正日における修正後の行使価額につき上記の内容とすることが合理的であると判断いたしました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約を締結している等の関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断できることから、当該算定機関の評価を参考にしつつ、本新株予約権及び本第三

者割当て契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格は、割当予定先に特に有利でないとの意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本第三者割当による今回の資金調達のうち、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数は6,436,700株(議決権数64,367個)であり、平成27年12月31日現在の発行済総株式(56,544,361株)に係る議決権数(565,408個)に対して、株式数ベースで11.38%、議決権ベースで11.38%の希薄化が生じます。

決議日前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の当社普通株式の1日当たり平均出来高はそれぞれ、約10.0百万株、約6.8百万株及び約3.6百万株となっていることからすると、上記の希薄化は本第三者割当後の市場における当社普通株式の需給関係に影響を与える可能性があり、市場に対し一定の株価下落の圧力を与えるおそれは否定できないと考えられます。なお、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数(6,436,700株)をその行使期間である1年間(営業日ベースで242日と仮定)で市場で均等に売却したと仮定した場合の1日当たりの売却株式数は26,598株となり、かかる株式数は上記の決議日前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間(営業日ベースでそれぞれ20日、60日及び121日)の1日当たり平均出来高のそれぞれ0.26%、0.39%及び0.74%となります。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当による資金調達により取得した資金を、上記「第1 2 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、NF- Bデコイオリゴの開発を推進することが、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当における一連の第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断しました。本新株予約権については、その目的である当社普通株式数は一定であり、希薄化の規模は限定されており、また希薄化は複数回に分かれた段階的なものとして市場への影響は漸次的なものになると考えられます。加えて、本新株予約権については一定の要件のもと当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、並びに、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、本第三者割当により割り当てられた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、売却に際しては可能な限り市場動向を勘案して市場への影響を留意しながら売却する旨表明していること、から、本第三者割当による市場への影響には一定の歯止めがかかることが期待されると判断いたしました。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
三田証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町3-11	-	-	6,436,700	10.22
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	1,186,800	2.10	1,186,800	1.88
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田1-6-3	812,568	1.44	812,568	1.29
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	1.22	691,600	1.10
竹林 嘉浩	京都府京都市伏見区	412,300	0.73	412,300	0.65
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	384,000	0.68	384,000	0.61
網本 富美子	愛知県名古屋市中千種区	366,600	0.65	366,600	0.58
中村 敏一	京都府京都市左京区	362,400	0.64	362,400	0.58
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	360,600	0.64	360,600	0.57
鈴木 明彦	東京都港区	358,400	0.63	358,400	0.57
計	-	4,935,268	8.73	11,371,968	18.06

- (注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成27年12月31日時点の株主名簿上の株式数です。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年12月31日時点の発行済株式総数56,544,361株に係る議決権数(565,408個)を基準に算定しています。
- 4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年12月31日時点の発行済株式総数56,544,361株に係る議決権数(565,408個)に、本第三者割当により発行される本新株予約権の目的である当社普通株式6,436,700株に係る議決権数(64,367個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。
- 5 割当予定先である三田証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。上記「1 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自平成26年 1 月 1 日 至平成26年12月31日)平成27年 3 月30日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第 1 四半期(自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 3 月31日)平成27年 5 月13日 関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第 2 四半期(自平成27年 4 月 1 日 至平成27年 6 月30日)平成27年 8 月12日 関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第 3 四半期(自平成27年 7 月 1 日 至平成27年 9 月30日)平成27年11月11日 関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年 3 月25日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を、平成27年 3 月30日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年 3 月25日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を、平成27年 9 月28日に関東財務局長に提出

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 6 の臨時報告書の訂正報告書)を、平成27年10月13日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年3月25日)までの間において、以下のとおり追加すべき事由が生じております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成28年3月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

事業等のリスク  
(追加すべき記載)

(15)継続企業の前提に関する重要事象等について



医薬品事業は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、創薬ベンチャーである当社グループにおいては、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあります。そのため、一部のプロジェクトにおいては提携先を確保し、開発協力金等を得ることにより開発資金の低減に努めているほか、ムコ多糖症 型治療薬「ナグラザイム®」の販売を行なっておりますが、全ての開発投資を補うに足る収益は生じておりません。当社グループは、当連結会計年度末において現金及び預金20億74百万円（前連結会計年度末は60億17百万円）を有しているものの、全てのプロジェクトを継続的に進める十分な資金が不足していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、以下の諸施策に取り組んでおります。

選択と集中による開発対象の選別

資金の調達

に関しましては、当社グループの開発プロジェクトの選択を行い、国内のHGF遺伝子治療薬（適応症：重症虚血肢）及びNF- BディオリゴDNA（適応症：アトピー性皮膚炎）等申請を控えたプロジェクトを中心に開発を行なってまいります。

に関しましては、新規提携先確保による契約一時金等の調達及びエクイティ・ファイナンスによる早期の資金調達等の施策を実行してまいります。

当社グループは、上記の各施策を確実に実行することによって、継続企業の前提に重大な疑義を生じさせる状況を解消又は改善することも可能であると考えており、平成28年3月25日に当社取締役会において本新株予約権の発行を決議いたしました。しかしながら、新株予約権というスキームの性質上、将来のキャッシュ・フロ-が確定していないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する可能性があります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アンジェス M G株式会社 本店

(大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号彩都バイオインキュベータ4階)

アンジェス M G株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。